

29小保年第2256号
平成30年2月16日

小牧市国民健康保険運営協議会
会長 早稲田 幸男 様

小牧市長 山下 史守朗

国民健康保険税の課税限度額の改正について（諮問）

国民健康保険税の課税限度額の改正については、平成29年度中に地方税法施行令の改正が予定されています。

つきましては、国民健康保険税の課税限度額の取り扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合には、小牧市国民健康保険税条例の課税限度額を地方税法施行令の改正後の課税限度額に改正したく、小牧市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記について貴協議会の意見を求めます。

記

諮問事項

基礎課税額に係る課税限度額について

基礎課税額に係る課税限度額を現行54万円から58万円に改める。